

令和2年白老町議会広報広聴常任委員会会議録

令和 2年 5月29日（金曜日）

開 会 午後 1時23分

閉 会 午後 1時37分

○会議に付した事件

1. 議会活動の情報発信について
 2. 令和2年度議会懇談会の開催について
 3. その他
-

○出席委員（13名）

委員長	西田祐子君	委員	貳又聖規君
委員	久保一美君	委員	広地紀彰君
委員	佐藤雄大君	委員	前田博之君
委員	森哲也君	委員	大淵紀夫君
委員	吉谷一孝君	委員	小西秀延君
委員	及川保君	委員	長谷川かおり君
委員	氏家裕治君	議長	松田謙吾君

○欠席委員（なし）

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君
書記	村上さやか君

◎開会の宣告

○委員長（西田祐子君） ただいまより広報広聴常任委員会を開催いたします。

（午後1時23分）

○委員長（西田祐子君） 本日の議題は議会活動の情報発信と令和2年度の議会懇談会の開催についてであります。皆様には事前に小委員会のいろいろな議論等を聞いていただいていると思っておりますけれども、会派でまとめて、本日はそういうものを含めまして一括しまして、常任委員会の皆様にご報告とご承認を頂きたい案件がありますので、よろしく願いいたします。

最初に、新たな広報活動（SNS）の概要、それとSNSの要綱などの規定につきまして、事務局より説明をいただきます。

村上書記。

○書記（村上さやか君） 説明を行ってまいります。1番の議会活動の情報発信について資料は1から3までございまして、続けて説明をさせていただきます。

新たな広報活動（SNS）の概要について資料1です。まず、経緯は今年の議会懇談会の開催に向けまして新たな周知方法として、ソーシャルネットワーキングサービスを導入する案が広報広聴小委員会にて出されました。これは、新たな手法で議会活動を発信することによりまして、町民にとって議会がより身近な存在になることを目指しまして、特に若い世代の議会への関心を高めることを目的として話し合いが行われました。

続いて目的は、白老町議会がインターネットにより町民に活動状況等の情報を発信し、より一層の広報活動の充実を図ることを目的としています。今回取り入れますものはフェイスブックです。こちらの運用については、白老町議会として登録をいたしまして、この運用に関しましては白老町議会インターネット管理運営要綱を制定するとともに議会運営基準の第15章、開かれた議会の改正を行いまして規定をいたします。

フェイスブックについては、日々の議会活動について写真を添えながら活動を発信していくことを考えております。発信の作業については議会事務局が行います。開始は6月を予定しております。その他につきましては白老町議会インターネット管理運営要綱と議会運営基準は、インターネットというものをホームページとフェイスブックに分類しまして、体系的な位置づけを整理するものです。現在、既に議会ホームページを運用しておりまして、こちらについても要綱や基準に規定する発信情報の内容に沿いまして、議会項目の拡充等をさらなる改善を図っていきたいと考えております。

続きまして、資料2です。白老町議会インターネット管理運営要綱をこのとおり制定するものです。この要綱は議会ホームページ及び議会フェイスブックの運用に必要な事項を規定するとともに、利用者の遵守事項や免責事項を定めることによりまして、明確にて円滑な運用が行われ、より一層の広報活動の充実が図られることを目的としているものです。

また、要綱の中で規定もしているのですが第6条第2項になります。こちらフェイスブックは利用者からのメッセージを受け取る機能があります。このたびの運用に当たっては利用者によるフェ

イスブックへのメッセージの送信は妨げませんが、それに対する返信は行わないこととしておりまして、その旨を要綱上で規定しているものです。また、その点を利用者へ知らせるためにフェイスブックを利用する際に表示をすることを予定しております。その他、必要な事項について要綱で規定しております。

続きまして、資料3です。こちらは運営基準第15章開かれた議会です。こちらはこれまでインターネットによります議会中継のところのみを規定しておりましたが、このたび、インターネットという第1節を設けまして、ホームページとフェイスブックの規定を行うものです。こちらについては、通常の運用は議会事務局で行うものですが、この基準の中で今回特に定めるものは、新たな掲載内容が生じたときの手続きにおいて、第1節の4項及び5項において具体的な手続きの手順を規定しております。SNSの概要については以上です。

今の説明の中で新たに情報を発信する場合につきましては、資料3の裏のページになりますが、様式第1号でインターネット掲載内容申出書によりまして掲載内容の申出をしていただくということで、その提出がありましたら議長による決定が行われ、その後、議会事務局で作成や更新の作業を行うこととして考えております。

○委員長（西田祐子君） 以上、資料1から3まで説明させていただきました。小委員会の方で詰めさせていただいて、正副委員長で今回の資料2と資料3につきましては詰めさせていただきました。

これを本日皆さんからご了承いただきましたら、議会運営委員会に諮らせていただいて議会運営委員会の中でさらに精査していただき、了承いただきましたら、ホームページとフェイスブックの運用を進めていきたいと思っております。これにつきましても、あくまでも広報広聴の中での規定でございますけれども、資料3のところは特に議会運営基準の中の開かれた議会というところとなっておりますが、ライブ中継のほうに関しましては議会運営委員会の管轄で、私どもの広報広聴常任委員会の管轄ではありません。以上のような形でさせていただきたいと思っております。委員の皆様から質問、ご意見ございましたらお伺いしたいと思います。運用に当たっての考え方などでも何かございますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（西田祐子君） なければ、このような形でさせていただきたいと思っております。

続きまして、2項目めの令和2年度議会懇談会の開催について事務局より説明いたします。

村上書記。

○書記（村上さやか君） 資料4です。令和2年度議会懇談会の開催についてです。まず開催に向けた検討経過についてご説明をいたします。令和2年度の議会懇談会につきましては、広報広聴常任委員会の年間計画に沿いまして、広報広聴小委員会にて1月より検討を行いました。全町民対象の全体懇談を行うこととして、7月頃の開催を予定し、懇談テーマや開催方法の内容について具体的に話し合いを重ねてまいりました。そのような中、2番の開催の判断についてです。このたびの新型コロナウイルス感染症の流行によりまして4月16日に政府からの全国緊急事態宣言の発令、そして全国に対して外出自粛の要請がありました。また、北海道からはより重点的な取組が必要であるとした特定警戒地域の指定を受けました。白老町議会では感染拡大防止の対応、対策を行いながら

議会活動を行う中にありまして、議会懇談会の開催についてはより慎重な判断が求められると考えています。広報広聴小委員会ではそういったことで検討を行いました結果、議会懇談会は中止するという結論を出しました。そこで、本年の開催につきましてこの場で常任委員の皆様の見解をいただきまして決定をいたしたいと考えております。

○委員長（西田祐子君） 以上で小委員会では一応、本年度令和2年度の議会懇談会は中止するということになりました。あくまでも小委員会での意見でございますので、本日常任委員の皆様方からご意見をいただきたいと思います。ご意見ございます方はぜひ、挙手をお願いいたします。

及川委員。

○委員（及川 保君） 及川です。小委員会のこれまでの検討結果、今、委員長の方から報告がありました。私はこのことについて尊重したいと思います。もう1点は、国の緊急事態宣言の解除だとか、北海道も解除という状況にあるのですけれども、この何日かの状況を見てみますと、各全国の地域の状況を北海道も含めて見てみると、クラスターという一部地域において発生の拡大が見られるのです。そういったコロナの状況が本当に落ち着くかどうかは非常に不透明な状況の中にあつて、小委員会のほうで今年度は中止ということがありました。私もこれを尊重したいと思います。今後の状況、推移が好転するかしらないかという見極めが非常に難しいという状況の中にあつて、今回の小委員会の決定については尊重したいと思います。

○委員長（西田祐子君） 他にご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（西田祐子君） なければ、小委員会のほうで決めさせていただきました、令和2年度の議会懇談会は、今年度は中止するという方向でよろしいですね。

それでは3番目、その他の事項といたしまして、広報広聴常任委員会は今年度議会懇談会を中止ということになりましたので、その時間を使いまして、出前トークや議会懇談会・議会報告会の在り方について、小委員会でどのような形で来年度以降進めていけばいいのか、検討・議論をしていきたいと思っております。そして今、及川保委員もおっしゃっていましたが、新しい形の広報広聴の在り方を模索していかなければいけないのかと思っております。今はインターネットなど様々な形で国のほうも世界的にも活用しているようですので、議会としましても少しでも新しい形でなんとかうまくできるものがあれば、検討していきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。それについて、何かご意見ございますか。こういうことを検討してほしいというものがありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（西田祐子君） それではそのようにさせていただきます。ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○委員長（西田祐子君） 以上をもちまして、広報広聴常任委員会を終了いたします。

（午後1時37分）